

Deloitte.

デロイトトーマツ

カルテル・談合発覚時の ファーストステップガイド

July 2025



カルテル・談合発覚時の初動対応

□ 価格カルテルや入札談合の疑いにより、公正取引委員会の立入検査等の調査を受ける事態の発生時

- カルテル・談合の疑いで公正取引委員会の立入検査等を受けた際には、メディアに報道され世間に広く周知される一方で、調査への立ち会いや聴取で拘束され、情報収集をはじめとする初動対応が難しくなる事態も起き得ます。企業としての事業継続に影響を及ぼす事態で、経営層による迅速な対応方針の決定が、その後の影響程度を決定づけます。



タイムライン



ステップ



事象検知

情報収集フェーズ

立入検査の直後

1. 発生事象の確認と情報収集

- ① 立入状況（本社／子会社等）と被疑事実の把握
- ② 事案に関連した問い合わせ、報道の把握
- ③ 弁護士・クライシスマネジメントの専門家への相談
- ④ 公正取引委員会への提出物の整理 など

2. 対外公表の準備

- ① 証券取引所（東証等）への報告
- ② 適時開示 など



体制構築

体制構築フェーズ

即日～2日以内

3. 有事対応体制の構築

- ① 対策本部の立ち上げ（責任者の任命・事務局の設置・専門家起用）
- ② 調査委員会の設置検討（設置の場合は、委員の指名等）
- ③ 情報集約、エスカレーションルートの確定
- ④ ロジスティクス管理（リソースの確保・インフラの整備） など

4. 有事対応方針検討

- ① 取締役会の招集（課徴金減免制度の申請等）
- ② 事実経緯および原因調査方針の検討
- ③ 情報発信方法の決定（個別連絡／プレス／会見／HP掲載等） など



初報発信

対外対応フェーズ

速やかに対応

5. 公正取引委員会および取引先等のステークホルダー対応

- ① 公正取引委員会への調査協力
- ② 監督官庁（金融庁、国土交通省、厚生労働省、経済産業省等）への報告・説明
- ③ 事業への影響度の把握
- ④ 取引先への説明
- ⑤ その他ステークホルダーの特定および対応方針の策定



対応時のポイント

被疑事実を速やかに、かつ具体的に把握することが望まれる。

検査忌避ととられかねないような行動を慎み、検査に協力する。

課徴金減免申請の要否を、速やかに会社として意思決定する。

外部リソースの活用が危機収束の近道である。

ステークホルダーに対し、真摯かつ一貫した対応を実行する。



課徴金減免制度の概要

課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について（※）、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度。事業者自らがその違反内容を報告し、更に資料を提出することにより、カルテル・入札談合の発見を容易化し、事件の真相解明を効率的かつ効果的に行うことにより、競争秩序を早期に回復することを目的としている。

※対象は、カルテル・入札談合（購入カルテルを含む）に限られる。

| 調査開始 | 申請順位 | 申請に応じた減免率 | 協力度合いに応じた減免率 |
|--------------------|-----------------------|-----------|--------------|
| 前 | 1位 | 全額免除 | + 最大40% |
| | 2位 | 20% | |
| | 3～5位 | 10% | |
| | 6位以下 | 5% | |
| 後（注 ¹ ） | 最大3社（注 ² ） | 10% | + 最大20% |
| | 上記以外 | 5% | |

（注¹） 調査開始後の減免申請期日は、調査開始日（立入検査、提出命令、報告命令等の処分が最初に行われた日）から起算して20日とされている。課徴金減免制度の一般論を的確に理解し、短時間で事実関係を整理・判断したうえで、減免申請するかどうかを速やかに決定することが求められる

（注²） 公正取引委員会の調査開始日以後に課徴金減免申請を行った者のうち、減免率10%が適用されるのは、調査開始日以前の減免申請者の数と合わせて5社以内である場合に限る

参考：公正取引委員会「課徴金減免制度」より

Deloitte.

デロイト トーマツ

※貴社および貴社の関係会社とデロイト トーマツ グループの関係において監査人としての独立性が要求される場合等、本サービス内容をご提供できない可能性があります。詳細はお問合せください。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

フォレンジック & クライシスマネジメントサービス

〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1180 Fax: 03-6213-1085

E-mail: dt-cm@tohmatu.co.jp

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

©2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301